



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年2月17日火曜日 第2040号

◇ 目 次 ◇

中小企業等協同組合法施行規程の一部改正..... 129
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧... 129
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可
 申請の概要..... 133
 町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（2件）..... 134
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... 135
 開発行為に関する工事の完了..... 135
 土地改良区の定款変更の認可..... 135
 道路の位置の指定..... 135
 道路の供用開始（県道大洲野村線）..... 135

公 告

I Cカード運転免許証作成用消耗品の購入..... 136

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）..... 136

公 営 企 業 告 示

落札者等の告示..... 137

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第212号

中小企業等協同組合法施行規程（平成19年8月愛媛県告示第1402号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成21年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出資金、準備金等の計算）</p> <p>第8条 規則第149条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第22項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表第3（第10条第3項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>備考</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第8条第21項に規定するものは除く。</p>	<p>（出資金、準備金等の計算）</p> <p>第8条 規則第149条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第21項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表第3（第10条第3項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>備考</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第8条第20項に規定するものは除く。</p>

○愛媛県告示第213号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(東予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市川之江町1386 三 好 信 男	四国中央市川之江町1090 松 本 保 義	四国中央市川之江町1432 薦 田 学	川 之 江	川之江漁業協同組合
四国中央市三島金子1 - 5 - 57 武 村 隆	四国中央市三島中央1 - 16 - 71 宮 崎 正 雄	四国中央市三島宮川1 - 2 - 10 大久保 成 康	三 島	三島漁業協同組合
四国中央市寒川町1031 受 川 修	四国中央市寒川町950 青 木 尚 武	四国中央市寒川町927 - 1 受 川 雅 師	寒 川	寒川漁業協同組合
新居浜市大島1467 - 5 中 山 政 照	新居浜市大島573 藤 田 浩 一	新居浜市大島1483 中 山 龍 治	大 島	新居浜市大島漁業協同組合
新居浜市黒島二丁目5 - 60 宮 崎 朝 勝	新居浜市黒島二丁目9 - 29 宮 崎 都 三	新居浜市黒島二丁目3 - 12 曾我部 直 俊	多 喜 浜	多喜浜漁業協同組合
新居浜市垣生5丁目1番15号 合 田 義 博	新居浜市垣生6丁目4番33号 石 井 晴 良	新居浜市垣生6丁目7番65号 三 宅 弘 志	垣 生	新居浜市垣生漁業協同組合
新居浜市清水町15 - 38 高 橋 清 重	新居浜市清水町14 - 11 大 石 益 広	新居浜市港町17 - 17 中 津 正 志	新 居 浜	新居浜漁業協同組合
西条市港503番地 堀 井 友 広	西条市港299番地 藤 田 雪 臣	西条市港280 - 1番地 藤 田 裕 也	西 条	西条漁業協同組合
西条市河原津甲238 - 73 川 又 守	西条市河原津甲286 - 8 松 木 正 次	西条市河原津甲390 - 3 三 宅 桓 文	河 原 津	河原津漁業協同組合

(東予地方局産業経済部今治支局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市桜井5丁目12番16号 日 浅 修	今治市桜井1丁目6番7号 長 井 伸 雄	今治市桜井5丁目8番6号 高 見 保 則	桜 井	桜井漁業協同組合
今治市大浜町一丁目5 - 10 白 石 隆 重	今治市大浜町二丁目1 - 37 広 瀬 智 久	今治市大浜町三丁目3 - 20 山 田 保	大 浜	大浜漁業協同組合
今治市来島91番地 宮 谷 良 一	今治市来島611番地 片 上 勝 允	今治市来島510番地 亀 山 弘 次	来 島	来島漁業協同組合
今治市吉海町棕名566 村 上 正 隆	今治市吉海町棕名626 福 永 恒 男	今治市吉海町棕名193 喜 田 修 二	渦 浦	渦浦漁業協同組合
今治市吉海町仁江2037番地 渡 辺 誠 二	今治市吉海町名843番地2 渡 辺 正 志	今治市吉海町仁江2165番地 渡 辺 純 次 郎	津 倉	津倉漁業協同組合
今治市伯方町木浦甲1464 越 智 護	今治市伯方町伊方甲番外6 - 17 本 岡 正 己	今治市伯方町津甲1389 - 2 野 間 一 正	伯 方	伯方町漁業協同組合
越智郡上島町魚島1 - 131 - 1 三 上 一 行	越智郡上島町魚島1 - 130 大 西 宗 一	越智郡上島町魚島1 - 278 三 上 守 得	魚 島	魚島村漁業協同組合
越智郡上島町弓削下弓削846 - 2 岡 島 政 則	越智郡上島町弓削下弓削114 貴 田 勝	越智郡上島町弓削土生480 北 浜 英 雄	弓 削	弓削漁業協同組合
越智郡上島町岩城2413 - 1 長 田 三 男	越智郡上島町岩城1625 大 本 明 光	越智郡上島町岩城786 藤 本 隆 司	岩 城 生 名	岩城生名漁業協同組合
今治市関前岡村甲104 片 岡 武 人	今治市関前岡村甲878 - 1 山 口 松 二	今治市関前岡村甲994 - 2 桧 垣 謙 一	関 前	関前村漁業協同組合
今治市波方町波方甲2619 - 5 大 西 藤 孝	今治市波方町波方甲2622 - 23 大 西 伊 寿 夫	今治市波方町波方甲2627 - 6 大 川 博 明	波 方	波方町波方漁業協同組合
今治市波方町樋口甲1164 - 6 菊 川 健 一	今治市波方町小部甲106 - 1 菊 川 晴 史	今治市波方町小部甲445 - 4 木 村 勉	小 部	小部漁業協同組合
今治市大西町宮脇甲180番地1 尾 崎 正 二	今治市大西町別府2437番地3 別 府 公 康	今治市大西町新町甲658番地3 阿 部 建 悟	大 西	大西町漁業協同組合

今治市菊間町種3853番地 浦部 信 秀	今治市菊間町浜161番地 川崎 繁 忠	今治市菊間町田之尻603番地 越智 欽 哉	菊 間	菊間町漁業協同組合
-------------------------	------------------------	--------------------------	-----	-----------

(中予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市浅海原甲478番地2 庭瀬 清 弘	松山市浅海原甲548番地2 松 下 義 清	松山市浅海原甲477番地 大 石 初 義	浅 海	北条市漁業協同組合
松山市土手内247番地5 堀 川 武	松山市柳原11番地19 濱 田 志津男	松山市柳原154番地 渡 部 貞 務	北 条	北条市漁業協同組合
松山市安居島甲72番地 井 上 三喜雄	松山市北条341番地1 大 内 忠 次	松山市安居島甲119番地1 大 内 達 也	安 居 島	北条市漁業協同組合
松山市野忽那1481 植 田 弘	松山市野忽那1375 有 馬 里 見	松山市野忽那1394 - 1 鈴 木 安 政	野 忽 那	野忽那漁業協同組合
松山市睦月224 石 崎 正 光	松山市睦月139 渡 部 正 孝	松山市睦月308番地1 中 尾 憲 次	睦 月	睦月漁業協同組合
松山市門田町724 竹 内 國 夫	松山市泊町1445 小 池 肇	松山市泊町1460 - 1 石 本 憲 三	興 居 島	松山市漁業協同組合
松山市堀江町甲888 - 12 猪 田 秀 男	松山市堀江町甲1686 - 3 高 野 勝 喜	松山市堀江町甲1742 - 3 松 田 四 郎	堀 江	松山市漁業協同組合
松山市三津1丁目10 - 20 北 岡 哲 夫	松山市梅田町4 - 62 山 川 一 利	松山市三津1丁目5 - 4 片 岡 正	三 津	松山市漁業協同組合
松山市和気町2丁目926 - 12 上 野 和 隆	松山市和気町2丁目955 - 1 浜 田 太 郎	松山市太山寺町333 - 1 西 山 勝	和 気	松山市漁業協同組合
松山市衣山3丁目3 - 10 木 山 正 雄	松山市住吉2丁目9 - 14 奥 田 学	松山市三津1丁目8 - 34 田 川 一 夫	三 津	松山市三津浜漁業協同組合
松山市西垣生町1448 三 原 孝 重	松山市西垣生町1677 - 4 玉ノ井 梅 三	松山市西垣生町1407 - 3 船 田 克 己	今 出	松山市今出漁業協同組合
松山市和気町2丁目930 - 2 中 村 貞	松山市和気町2丁目927 - 11 松 本 勇 雄	松山市和気町2丁目926 - 11 菊 池 福 徳	和 気 太 山 寺	和気漁業協同組合
伊予郡松前町大字浜688 - 3 加 納 一 成	伊予郡松前町大字浜515 - 1 京 極 成 次	伊予郡松前町大字浜650 - 3 阪 井 泰 三	松 前	松前町漁業協同組合
伊予市双海町上灘甲5933番地12 北 風 雅 治	伊予市双海町高岸甲932番地5 網 江 正 安	伊予市双海町高野川甲174番地1 中 尾 勝 典	上 灘	上灘漁業協同組合
伊予市双海町串甲1213 - 13 若 松 利 光	伊予市双海町串甲75 - 32 松 田 芳 明	伊予市双海町串甲3657 - 29 魚 見 成 一	下 灘	下灘漁業協同組合

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西予市明浜町俵津1 - 289 酒 井 孫三郎	西予市明浜町狩浜2 - 12 佐 藤 吉 彦	西予市明浜町高山2889 - 1 井 上 光 一	明 浜	明浜漁業協同組合
宇和島市吉田町浅川789番地 杉 田 隆 生	宇和島市吉田町沖村甲3280番地 清 家 万 吉	宇和島市吉田町白浦2756 - 3 二 宮 慎 哉	吉 田	吉田町漁業協同組合
宇和島市吉田町南君630番地 山 内 清 一	宇和島市吉田町奥浦甲54 - 6 伊 藤 順 造	宇和島市吉田町奥浦甲3390 - 1 山 下 重 利	奥 南	吉田町漁業協同組合
宇和島市津島町北灘甲982 川 崎 茂 樹	宇和島市津島町北灘甲2220 - 3 下 田 力 人	宇和島市津島町北灘丁1366 伊 藤 光 一	北 灘	北灘漁業協同組合
宇和島市下波2649番地 石 崎 善 将	宇和島市下波924番地 西 田 輝 久	宇和島市下波4748番地2 寺 坂 邦 彦	下 波	下波漁業協同組合
宇和島市遊子2234 福 島 久 光	宇和島市遊子3205 柴 田 千加男	宇和島市遊子1323 中 西 忠 保	遊 子	遊子漁業協同組合
宇和島市蔦淵1404番地 島 川 一 馬	宇和島市蔦淵2603番地 島 津 伝 一	宇和島市蔦淵1710番地 池 添 哲 雄	蔦 淵	蔦淵漁業協同組合

宇和島市戸島2129 藤川 英雄	宇和島市戸島2783 深田 俊英	宇和島市戸島2154 吉村 清重	戸島 第一	戸島漁業協同組合
宇和島市戸島3943 村田 幸芳	宇和島市戸島3973 藤堂 浅一	宇和島市戸島3782 藤堂 覚真	戸島 第二	戸島漁業協同組合
宇和島市日振島1741番地 久保 義清	宇和島市日振島290番地 松下 日出海	宇和島市日振島1690番地 高鍋 勝夫	日振 島	日振島漁業協同組合
宇和島市本九島1863 - 1 岡根 保文	宇和島市百之浦1223 崎須賀 良和	宇和島市蛤364 - 2 広沢 初志	宇和島第一	宇和島漁業協同組合
宇和島市藤86 - 3 宮瀬 和義	宇和島市石応1187 田島 義明	宇和島市平浦1230 - 3 松井 和善	宇和島第二	宇和島漁業協同組合
宇和島市坂下津甲381 - 113 大西 義清	宇和島市坂下津乙73 鹿島 重利	宇和島市大浦甲1748 - 1 広沢 円吉	宇和島第三	宇和島漁業協同組合
宇和島市三浦西1300 - 6 大石 辰雄	宇和島市三浦西1015 - 3 中村 千一	宇和島市三浦西612 山下 三郎	三 浦	三浦漁業協同組合

(南予地方局愛南水産課管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町魚神山1629 松田 徳生	南宇和郡愛南町柏崎525 松本 明義	南宇和郡愛南町家串1121 織田 直	内 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町赤水53 - 2 中田 憲和	南宇和郡愛南町赤水26 - 2 中田 俊彦	南宇和郡愛南町赤水899 尾崎 洋祐	南内海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町岩水9 - 3 宇佐 徳夫	南宇和郡愛南町垣内396番地 前田 末光	南宇和郡愛南町敦盛496番地 本多 洋	東 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町蓮乗寺335 - 6 田村 義光	南宇和郡愛南町鱒越281 立花 卓	南宇和郡愛南町鱒越126 大塚 重利	深 浦	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町船越1176番地 平田 和弘	南宇和郡愛南町樽見352番地 清水 辰夫	南宇和郡愛南町樽見573番地 浜田 一房	西 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町樽見551 - 1 清水 国光	南宇和郡愛南町武者泊591 - 1 吉田 基也	南宇和郡愛南町福浦1616 和田 和利	福 浦	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町久良452 中道 辰明	南宇和郡愛南町久良1193 中川 浩一	南宇和郡愛南町久良2051 本多 良治	久 良	久良漁業協同組合

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
八幡浜市保内町磯崎1414 鎌田 建一郎	八幡浜市保内町喜木津1 - 626 宮本 末光	八幡浜市保内町広早469 守田 弘美	磯 津	八幡浜漁業協同組合
八幡浜市保内町川之石10番耕地81番地 大成水産有限会社 代表取締役 泉 雅記	八幡浜市保内町川之石11 - 334 - 2 稲垣 憲定	八幡浜市保内町川之石1 - 237 - 85 大星 富生	川之石	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町足成458 増田 和慶	西宇和郡伊方町足成147 高月 猪三福	西宇和郡伊方町足成1342 - 3 山上年光	足 成	八幡浜漁業協同組合
西予市三瓶町安土38番地3 浜田 音太郎	西予市三瓶町津布理366番地9 酒井 実	西予市三瓶町長早3番耕地26番地1 松本 芳隆	三 瓶 湾	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町正野876番地 清水 光夫	西宇和郡伊方町正野2458 - 2番地 堀田 幸広	西宇和郡伊方町串2077番地 宮本 重三	三 崎	三崎業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年 2月17日から同年 3月 3日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
東予地方局産業経済部 今治支局管内の加入区	東予地方局産業経済部 今治支局水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課
南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部水産課
南予地方局愛南水産課管内の加入区	南予地方局産業経済部愛南水産課
南予地方局産業経済部 八幡浜支局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第 214 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 2月17日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番 1 号
代表取締役社長 米倉弘昌

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番 1 号

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188号。）別表第 1 第37号 八ろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり82立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	平成21年 3月20日	
工事の完成予定年月日	平成21年 4月10日	
使用開始の予定年月日	平成21年 4月10日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 12.0～13.0 最大 12.0～13.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 540 最大 830
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 100

窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	5
	最大	10
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常	0.01
	最大	0.1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常	70
	最大	77

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) E C H 活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年 2月10日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 90メートル 横 50メートル 高さ 5.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,870立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、活性汚泥及び沈降処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
		水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5～7.5 最大 6.5～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 485 最大 629	通常 48.5 最大 62.9
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	50	通常 50
	最大	50	最大 50

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.1	通常 0.01 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3,544 最大 3,837	通常 3,544 最大 3,837

(2) 1 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和53年 8月31日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	集水槽 縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽 縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり40,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈降分離処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 14.9 最大 22.2	通常 12.6 最大 20.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 24.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 5.0 最大 15.0	通常 5.0 最大 15.0
	りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 23,420 最大 27,557	通常 23,420 最大 27,557	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 12.6 最大 20.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 5.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1.0 最大 5.0
		通常 23,420 最大 27,557

(2) 3 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 13.9 最大 19.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 35.0 最大 47.0
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2.0 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1.0 最大 7.0
		通常 34,985 最大 40,748

備考 この他に、雨水排水口が17箇所ある。

○愛媛県告示第215号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・日野浦地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 2月17日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・日野浦地区)変更計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 2月18日 3月17日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第 216 号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・上直瀬地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 2月17日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用道路整備事業・上直瀬地区）変更計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 2月18日 3月17日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第 217 号

松山市平井町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 2月17日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市平井町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市平井町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年 2月18日から 3月17日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第 218 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 2月17日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第59号 平成21年 2月 6日	東温市牛淵字太郎丸479番 1、480番 1、480番 2 及び483番	松山市森松町1035番地 1 株式会社上浮穴産業

○愛媛県告示第 219 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松野町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 2月17日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

○愛媛県告示第 220 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 2月17日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

1 指定年月日及び番号

平成21年 2月 4日 20大土建（道）第 5 号

2 道路の位置

大洲市新谷甲 126 番 2、甲2021番 3、甲 126 番 2 地先水路
幅員 4.45メートル
延長 35.00メートル

3 申請人の住所及び氏名

大洲市東大洲 155 番地 2
トミナガ不動産有限会社
代表取締役 富永 邦茂
大洲市新谷甲127番地の 3

4 図面省略

○愛媛県告示第 221 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市松尾25番4から 同市松尾19番7まで	平成21年 2月17日

公 告

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
I Cカード運転免許証作成用消耗品の単価契約
- (2) 購入物品名及び数量
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 購入期間
平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日までの間
- (5) 納入期限
発注後15日以内
- (6) 納入場所
愛媛県警察本部運転免許管理課
- (7) 入札方法
入札金額は、I C運転免許証を作成するに当たっての各消耗品の1カートリッジ当たりの各単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 購入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 - 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話(089)934 - 0110
- (2) 入札書の受領期限
平成21年 3月30日(月)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成21年 3月30日(月)午後1時30分

愛媛県警察本部 大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を下記の受領期間に提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期間

平成21年 2月18日(水)午前9時から平成21年 3月19日(木)午後5時30分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Consumables for IC DRIVER'S LICENSE issuance system
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. 30, March, 2009
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

監 査 公 表

○公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、

措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 2月17日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
 同 白石 友一
 同 田中 多佳子
 同 明比 昭治

監査対象機関	監査年月日
産業政策課	平成20年10月16日
(監査の結果)	
職員(1名)の単身赴任手当について、適正な交通経路を検討することなく交通距離を認定したため、計66,000円(平成19年4月から20年2月分までの11か月分)が過支給となっていた。	
(措置の内容)	
指摘のあった単身赴任手当(加算額)の支給については、JR利用による交通経路から距離が短い高速バス利用による交通経路に認定を変更し、過支給分を20年3月21日までに返納済み。	
加算額の認定経路については、運賃や所要時間などを総合的に勘案して認定すべきとされていることから、現在では、個別に人事課に事前協議を行い、支給誤りが発生しないようにしている。	

○公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 2月17日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
 同 白石 友一
 同 田中 多佳子
 同 明比 昭治

監査対象機関	監査年月日
警察本部	平成20年10月14日
(監査の結果)	
公務中の警察車両による事故や警察車両運転者の不注意による自損事	

故が依然として多発しており、職員意識の高揚と事故防止の徹底に、より一層努められたい。

(措置の内容)

警察車両による交通事故防止のために、次の改善措置を実施して職員意識の高揚と事故防止対策に努めている。

1 各所属に対する対策

(1) 文書発出による交通事故防止への取組徹底の指示

ア 警察職員による交通事故の発生状況を踏まえ、各所属の長に交通事故防止対策に関する取組状況について報告を求める指示を行っている。

イ 毎月、前月に職員が関係した交通事故発生状況を全所属に通知して、事故防止教養に使用するよう指示を行っている。

ウ 職員に過失のある公用車の交通事故が発生した場合には、全所属に対し、メールで事故概要等を速報することにより、交通事故防止の意識高揚を図っている。

(2) 各種会議等における指導教養の実施

幹部(所属長・次長)会議や随時監察の機会に、職員による交通事故の実態を紹介するとともに、交通事故防止対策の徹底の指示を行っている。

2 交通事故を起こした職員及び所属に対する対策

(1) 警察本部主管部による現地指導

平成20年度から警察署の職員が第一当事者となった公用車事故及び職員による過失100%の私有車両事故については、警察本部の主管部幹部が警察署に出向き、当該職員に対して直接、交通事故防止について厳しく指導している。

(2) 運転適性検査等の再実施

交通事故を起こした職員本人に車両運転時における自己の弱点を自覚させるとともに、各所属において当該職員の運転特性を踏まえた的確な個別指導を行うため、交通事故を起こした職員に対し、平成20年9月、運転適性検査及び実技指導を再実施し、その結果を当該職員及び各所属の監督者に通知した。

(3) 副所長(次長)招致による交通事故防止対策

毎月、公務中の第一当事者及び私用中の第一当事者事故にかかるワースト3所属を全所属に通知し、1年間に3回以上該当した所属の副所長(次長)を警察本部に招致して、今後の交通事故防止対策等について説明を行わせるなど交通事故防止対策を強化している。

(4) 厳正な処分

職員の交通事故については、個々の事故形態、過失の割合、損害の程度等を総合的に考慮して、懲戒処分、監督上の措置を検討、実施するなど厳しい対応を実施している。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年 2月17日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
CRシステム1式及びPACS(医用画像情報システム)2式(月額賃借料/県立今治病院及び県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成21年1月14日	東京都千代田区紀尾井町3番27号 株式会社自治体病院共済会	6,366,171円	一般競争入札	平成20年11月28日